

下水道使用料改定のご案内

(平成25年4月より)

1. 基本使用料の金額が変わります

□ これまでの月額900円から月額1,035円に改定となります。

2. 従量使用料1立方メートル当たりの単価が変わります

□ 1立方メートル当たりの単価が11.2%~18.3%改定となります。

3. 一般家庭で使用する水道水以外の水(井戸水等)の認定水量が変わります

□ これまでの1人当たり月5立方メートルから世帯人数に応じた認定水量に改定となります。

* 認定水量は、平成25年度から28年度にかけて段階的に引き上げを行います。

(新) 下水道使用料表(1カ月水量)

平成25年4月1日改定(税込)

区分	種類	基本使用料	従量使用料		
			段階	汚水排出量	1m ³ につき
水道水使用の場合	一般汚水	1,035円	1	1m ³ ~ 10m ³	31円
			2	11m ³ ~ 20m ³	188円
			3	21m ³ ~ 30m ³	210円
			4	31m ³ ~ 50m ³	217円
			5	51m ³ ~ 100m ³	234円
			6	101m ³ ~ 250m ³	237円
			7	251m ³ ~ 500m ³	252円
			8	501m ³ ~ 1,000m ³	266円
			9	1,001m ³ 以上	282円
	公衆浴場汚水	1,035円	1m ³ につき		29円

下水道使用料の新旧対比表(2カ月水量)

(税込)

水量 m ³	旧使用料 円	新使用料 円	水量 m ³	旧使用料 円	新使用料 円
0	1,800	2,070	100	16,840	19,330
5	1,935	2,225	200	36,840	42,730
10	2,070	2,380	300	57,040	66,430
15	2,205	2,535	400	77,240	90,130
20	2,340	2,690	500	97,440	113,830
25	3,185	3,630	1,000	203,940	239,830
30	4,030	4,570	1,500	316,440	372,830
35	4,875	5,510	2,000	428,940	505,830
40	5,720	6,450	5,000	1,145,940	1,351,830
45	6,640	7,500	10,000	2,340,940	2,761,830
50	7,560	8,550	20,000	4,730,940	5,581,830

裏面もご覧ください

● 一般家庭に配慮した下水道使用料の改定 (平成25年4月より)

使用水量 (月/m ³)	旧使用料	新使用料	改定率
10	1,170円	1,345円	15.0%
20	2,860円	3,225円	12.8%
30	4,700円	5,325円	13.3%
50	8,420円	9,665円	14.8%
100	18,420円	21,365円	16.0%
200	38,620円	45,065円	16.7%
500	101,970円	119,915円	17.6%
1,000	214,470円	252,915円	17.9%

平均改定率を約15%に設定しておりますが、一般家庭(月20立方メートル使用の場合)の改定率を12.8%に低減した使用料体系としています。

松山市下水道サービス課のHPに、下水道使用料の「(新)下水道使用料表(1ヶ月水量)」ならびに「下水道使用料の新旧対比表(2ヶ月水量)」の詳細版を2月中旬に掲載予定ですので、併せてご覧ください。

● 家庭用井戸水使用者の認定水量見直しと経過措置

使用人数	H24	H25	H26	H27	H28
	(旧)	(新) 経過措置 →			
1人	5 m ³	6 m ³	7 m ³	8 m ³	8 m ³
2人	10 m ³	11 m ³	12 m ³	13 m ³	14 m ³
3人	15 m ³	16 m ³	17 m ³	18 m ³	20 m ³
4人	20 m ³	21 m ³	22 m ³	23 m ³	25 m ³
5人	25 m ³	26 m ³	27 m ³	28 m ³	30 m ³

【認定水量の見直し】

これまでの1人当たり一律5立方メートルから、世帯の人数に応じて認定水量が変わります。上水道と併用の場合は、左表に示す1/2が認定水量となります。

【段階的な認定水量の引き上げ】

認定水量は、平成25年度から28年度にかけて段階的に引き上げを行います。

● 公共下水道使用料の変更

奇数月 検針の方

<平成25年5月検針分>
4、5月分の使用料となりますので、使用料の1/2が**旧使用料**、残り1/2が**新使用料**となります。

<平成25年7月検針分>
6、7月分の使用料となりますので、全額が**新使用料**となります。

偶数月 検針の方

<平成25年4月検針分>
3、4月分の使用料となりますので、使用料の全額が**旧使用料**となります。

<平成25年6月検針分>
5、6月分の使用料となりますので、全額が**新使用料**となります。

* 4月分は3月に使用した水量が含まれますので、旧使用料として計算します。

● 小規模下水道使用料の変更(大浦地区)

1立方メートル当たりの単価が、これまでの143円から161円に変わります。

- ・従前と同様、基本使用料の設定はありません。
- ・使用料の変更は、公共下水道の偶数月検針の場合と同じとなります。

【お問い合わせ】

松山市下水道サービス課
使用料・負担金担当

TEL 948-6531 FAX 934-1981



松山市下水道
イメージキャラクター
「かめまるくん」